

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書

障害者に対する虐待は障害者の尊厳を大きく害するものであり、虐待を防止することは障害者の自立及び社会参加、地域共生社会の実現にとって極めて重要な課題のひとつである。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、いわゆる「障害者虐待防止法」が平成24年10月に施行されてから、約9年が経過しようとしている。

障害者に対する虐待の禁止、障害者の尊厳を守ることを目的として作られた同法であるが、現行の障害者虐待防止法では、虐待発見時の行政機関への通報義務が、養護者、障害者福祉施設及び使用者に課せられている一方、医療機関内での虐待については、発見者の行政機関への通報義務が対象外となっている。

昨年、神戸市において精神科病院内での卑劣な虐待事件が発覚し、同病院内で常態化した患者虐待のおぞましい実態が次々と明らかになった。しかしながらこの事件は氷山の一角にすぎず、医療機関で障害者が虐待されるという痛ましい事件は未だに全国で発生している。身体的・精神的に弱い立場の障害者が、助けてもらえると思って行った病院で虐待に遭った場合、外から見えない場所での虐待に声を上げられず、また障害者の家族も閉鎖的な病院内で起こっていることに気付きにくく、泣き寝入りをせざるを得ない状況にある。

このような人権侵害は断じて許してはならず、障害者虐待防止の更なる推進、虐待の早期発見、被虐待者の救済を速やかに行える体制を確立させるためには、障害者福祉施設などと同様に、医療機関においても虐待発見時の行政機関への通報義務が必要であると考えます。

よって、本市議会は国に対し、虐待発見時の市町村への通報義務の対象に、医療機関における障害者虐待を加えるよう障害者虐待防止法の改正を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年9月27日

浦安市議会議長 宝 新